

泉佐野市グローバル人材育成支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の「国際都市宣言」の趣旨に基づき、グローバル人材の育成に寄与することを目的とする泉佐野市グローバル人材育成支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、泉佐野市補助金等交付規則（平成17年泉佐野市規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 国公立の高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（1年次から3年次）及び私立の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程をいう。
- (2) 短期留学 高等学校等が教育活動の一環として長期休業期間等に実施する概ね1週間から1ヶ月程度の海外派遣プログラムをいう。
- (3) 対象生徒 高等学校等の正規の課程に卒業を目的として在籍し、当該在籍校が実施する短期留学に参加する生徒をいう。
- (4) 代表保護者 対象生徒の保護者のうち主たる生計維持者をいう。

(交付対象経費)

第3条 支援金の交付対象経費は、当該年度に実施される短期留学に要する費用のうち、対象生徒の在籍校又は在籍校が指定する企画・実施事業者に納入する費用に限る。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、前条の交付対象経費の総額の2分の1に相当する額とし、これに千円未満の金額が生じる場合は切り捨てるものとする。ただし、100,000円を上限とする。

(申請要領)

第5条 市長は、当該年度の予算その他の状況を斟酌して、次の各号に掲げる事項を申請要領に定め、これを公表するものとする。

- (1) 高等学校等の所在地の範囲
- (2) 交付件数
- (3) 申請期間
- (4) 申請件数が交付件数を超えた場合の交付決定の方法
- (5) 申請様式その他関係様式
- (6) 前各号に掲げるもののほか支援金の交付に関し必要な事項

(交付申請)

第 6 条 支援金の交付申請は、代表保護者が次の各号に掲げる申請資格をすべて満たす場合に限り、当該代表保護者が行うことができる。

- (1) 交付申請を行う年度の前々年度の 1 月 1 日以前から申請要領に定める申請期間の開始日に至るまで、引き続き本市に住民登録していること。
 - (2) 交付申請を行う年度の申請要領に定める申請期間の開始日において納期が到来している本市市税に未納の税額がないこと。
- 2 支援金の交付申請を行う代表保護者（以下「申請者」という。）は、交付申請を行う年度の申請要領に定める申請期間中に、申請様式及び関係資料を本市に郵送又は持参しなければならない。
- 3 申請者は、第 1 項各号の申請資格に関する当該代表保護者に係る個人情報について、本市の管理する住民基本台帳の情報及び税情報を用いて、本市が確認することに同意しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第 7 条 市長は、交付申請を受理したときは、前条第 1 項各号の申請資格の確認及び申請様式その他関係資料を審査のうえ、交付の可否を決定し、その決定内容を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、支援金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、支援金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、条件を付することができる。
- 3 市長は、交付決定者に対し、その交付を決定した日から 30 日以内に支援金を交付するものとする。

(届出義務)

第 8 条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 支援金の交付を辞退するとき。
- (2) 短期留学の期間又はプログラムが変更されたとき。
- (3) 短期留学が中止となったとき又は対象生徒が短期留学への参加を取りやめたとき。
- (4) 対象生徒が短期留学前に在籍校を退学又は除籍となったとき。

(修了報告)

第 9 条 交付決定者は、対象生徒が短期留学を修了したときは、直ちに市長にその旨を報告しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は

一部を取り消すことができる。

- (1) 第8条の届出を受理したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けたことが判明したとき。
 - (3) 支援金を他の用途に使用したことが判明したとき。
 - (4) 交付決定に付した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- 2 市長は、交付決定の取り消しを行ったときは、その旨及びその理由を交付決定者に通知するものとする。

(返還)

第11条 市長は、前条の取り消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、交付決定者にその返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。